特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

湯前町長

公表日

令和7年6月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	①健康管理システム、②番号連携サーバー、③中間サーバー、④ガバメントクラウド、⑤EUCシステム

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種事務情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第10条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託者への提供）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	湯前町役場　保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	湯前町役場　総務課　熊本県球磨郡湯前町1989-1　0966-43-4111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	湯前町役場　保健福祉課　熊本県球磨郡湯前町1984　0966-43-4112

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人でのチェックなどを行い、人為的ミスが発生しないよう、対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、個人データを扱うシステム管理において、入退室の管理等、機器・装置の物理的安全管理措置や個人データ及びそれを取り扱うシステムへのアクセス制限等個人データに対する技術的な保護に対する措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	Ⅰ．1．③	健康管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー	①健康管理システム、②番号連携サーバー、③中間サーバー、④ガバメントクラウド、⑤EUCシステム	事前	
令和7年6月30日	Ⅰ．4．②	〈情報照会事務〉 1.番号法　第19条第8号　　別表第二　16項の2、17項、18項、19項 2.番号法　別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 〈情報提供事務〉 1.番号法　第19条第8号　　別表第二　16項の2、16項の3 2.番号法　別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第12条の2、第12条の2の2	・番号法第9条第1項　別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第10条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託者への提供）		
令和7年6月30日	Ⅱ．1	令和4年1月31日	令和6年4月1日		
令和7年6月30日	Ⅱ．2	令和4年1月31日	令和6年4月1日		
令和7年6月30日	Ⅳ．8	記載なし	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人でのチェックなどを行い、人為的ミスが発生しないよう、対策を講じている。		
令和7年6月30日	Ⅳ．9	「内部監査」に〇なし	「内部監査」にも〇		
令和7年6月30日	Ⅳ．11	記載なし	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
令和7年6月30日	Ⅳ．11	記載なし	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、個人データを扱うシステム管理において、入退室の管理等、機器・装置の物理的安全管理措置や個人データ及びそれを取り扱うシステムへのアクセス制限等個人データに対する技術的な保護に対する措置を実施している。		